

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 報告書 概要 (製品安全4法の見直し)

令和5年6月

産業保安グループ 製品安全課

報告書（案）概要 目次

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

製品安全 4 法の概要

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応（事前規制及び事後規制）

2. 玩具などのこども用製品の課題と対応（事前規制）

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

- **製品安全4法**は、消費生活用製品の安全を確保する観点から**重要な制度**。特に、2006年に創設された**重大製品事故の報告・公表制度**は、迅速な事故の把握を通じた**安全の確保に大きく貢献**。
- 一方で、インターネット販売の存在感が高まるなど、**最近の製品安全を巡る環境は大きく変化**。
- こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、**2023年1月から「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、有識者による検討を実施**。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 メンバー

<委員>

三上 喜貴	開志専門職大学副学長 (座長)
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
カライスコス アントニオス	龍谷大学法学部教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
西田 佳史	東京工業大学工学院教授
早川 吉尚	立教大学法学部教授
正木 義久	一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
鷲田 祐一	一橋大学商学部教授

<オブザーバー>

アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、ヤフー株式会社
株式会社メルカリ、一般社団法人日本玩具協会、ベビーカー安全協議会、一般社団法人大手家電流通協会、一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会、一般財団法人製品安全協会
日本チェーンストア協会、全国中小企業団体中央会

<関係省庁>

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課、
経済産業省 情報経済課、生活製品課
製品評価技術基盤機構 (NITE)

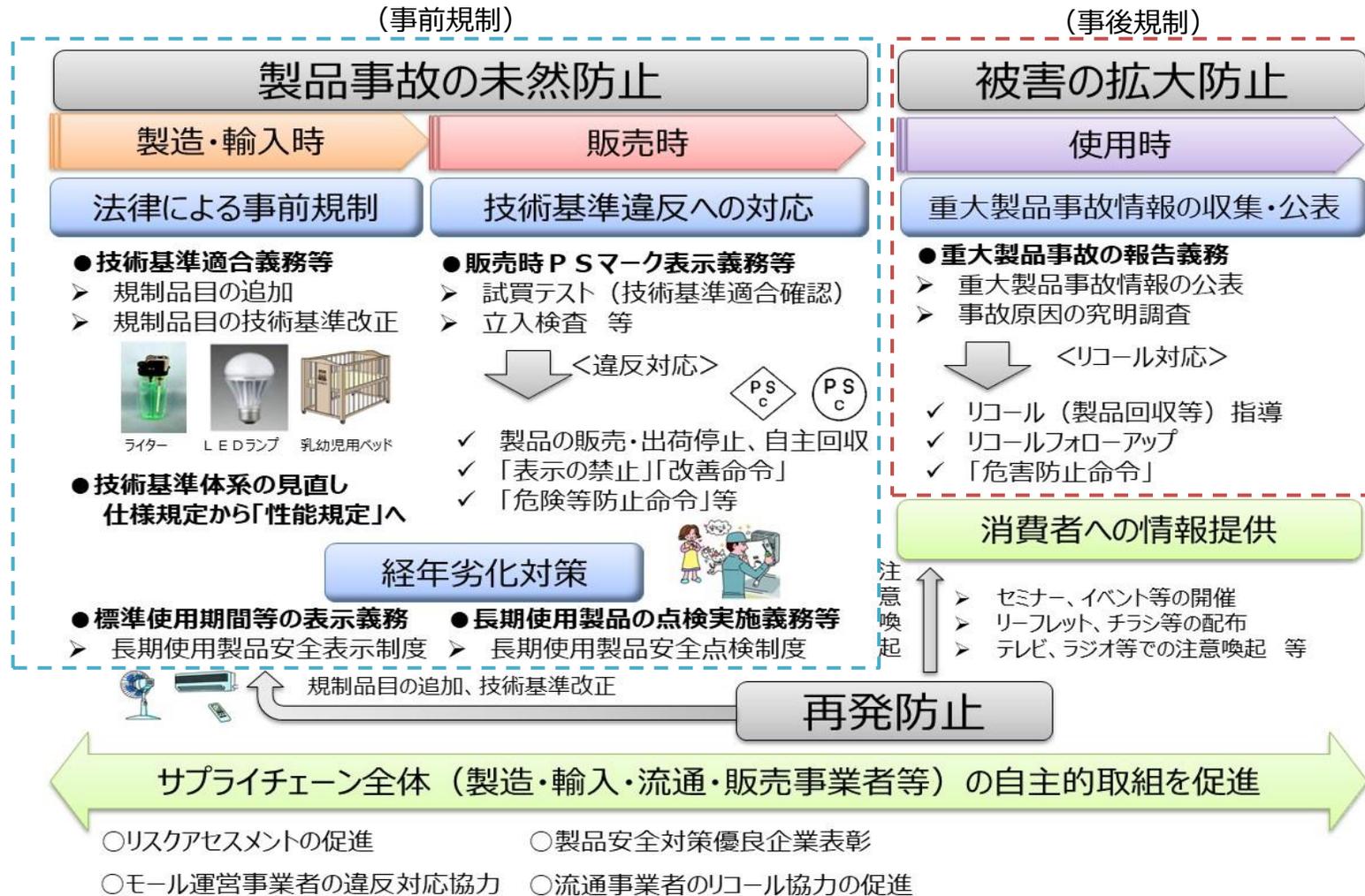
消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 スケジュール

第1回	1月17日	キックオフ・論点提示
第2回	2月 8日	事業者へのヒアリング (ネットモール各社)
第3回	2月20日	事業者へのヒアリング (こども製品関係)
第4回	4月27日	論点の議論 (ネット販売関係)
第5回	5月29日	論点の議論 (こども製品関係)
第6回	6月26日	論点の議論 (玩具関係) 報告書の議論 (論点整理)

製品安全 4 法の概要

製品安全行政について

- 消費者を製品事故の危険性から守るため製品安全課では、製品安全4法による規制（事前規制・事後規制）や事業者の自主的取組の促進など、様々な取組を行っている。



製品安全4法の概要（事前規制）

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示（**○PSマーク**）。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等（**◇PSマーク**）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検する必要がある。
- **販売事業者等**はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

製品安全4法の一覧

電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ等

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド、石油ストーブ等
+ マグネットセット、水で膨らむボール

長期使用製品安全点検制度

※直近の製品安全4法の法律改正は、特定保守製品制度の創設等を行った2007年。

特定保守製品【2品目】



石油給湯機



石油ふろがま

- **長期使用製品安全点検制度**は、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者が点検を受けることで経年劣化による事故を防止するための**消安法上の制度**。
- 対象となるのは2009年4月以降に販売した**特定保守製品**。



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



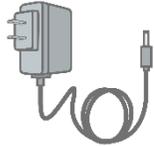
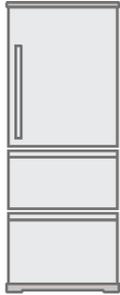
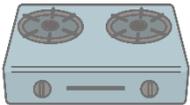
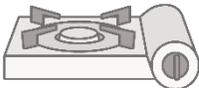
屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

- **令和3年8月に対象製品の見直しを行い、左図の製品が特定製品から除外された。**

【参考】製品安全4法の対象製品について

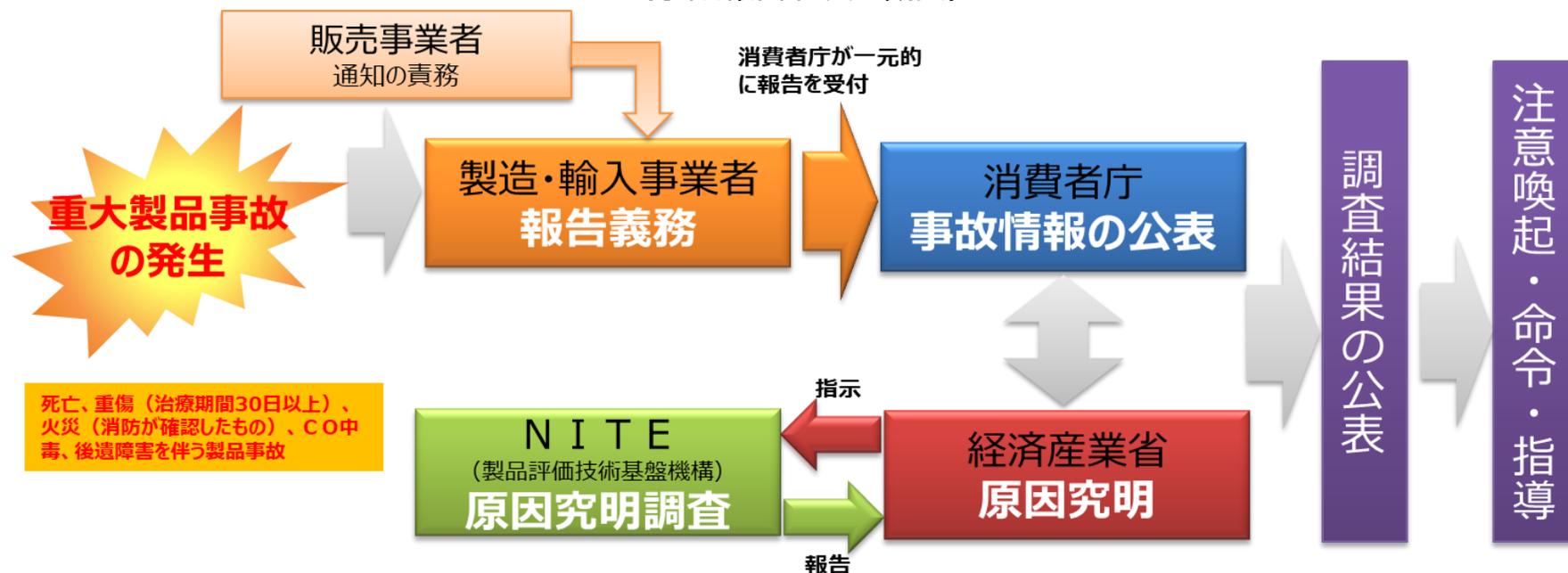
電気用品安全法の対象製品		ガス事業法の対象製品	
<p>特定電気用品（116品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇コンセント ◇差し込みプラグ ◇延長コードセット ◇電熱式おもちゃ ◇直流電線装置（ACアダプター） ◇携帯発電機 等 	<p>特定電気用品以外の電気用品（341品目）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気冷蔵庫 ○電気冷房機 ○温風暖房機 ○電気洗濯機 ○扇風機 ○サーキュレーター ○電気掃除機 ○テレビジョン受信機 ○コンセント付家具 ○LEDランプ ○LED電灯器具 ○リチウムイオン蓄電池 等 	<p>特定ガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 ◇半密閉燃焼式ガスストーブ ◇半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま ◇ガスふろバーナー 	<p>特定ガス用品以外のガス用品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 ○開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ ○密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま ○ガスこんろ 
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象製品		消費生活用製品安全法の対象製品	
<p>特定液化石油ガス器具等（7品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇カートリッジガスこんろ ◇半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器 ◇半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま ◇ふろがま ◇液化石油ガス用ふろバーナー ◇半密閉式液化石油ガス用ストーブ ◇液化石油ガス用ガス栓 	<p>特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（9品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整器 ○一般ガスこんろ ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器 ○液化石油ガス用継手金具付高圧ホース ○密閉式又は屋外式の液化石油ガス用バーナー付きふろがま ○開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ ○液化石油ガス用ガス漏れ警報器 ○液化石油ガス用継手金具付低圧ホース ○液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 	<p>特別特定製品（4品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児用ベッド ◇携帯用レーザー応用装置 ◇浴槽用温水循環器 ◇ライター 	<p>特別特定製品以外の特定製品（8品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭用の圧力なべ及び圧力がま ○乗車用ヘルメット ○登山用ロープ ○石油給湯機 ○石油ふろがま ○石油ストーブ ○マグネットボール（2023年5月追加） ○水で膨らむ樹脂玩具（2023年5月追加） 

【・特定～(◇)：登録検査機関による適合性検査が必要 ・その他(○)：自己確認が必要】

重大製品事故報告・公表制度（消安法の制度）（事後規制）

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。

（事故報告制度の概要）

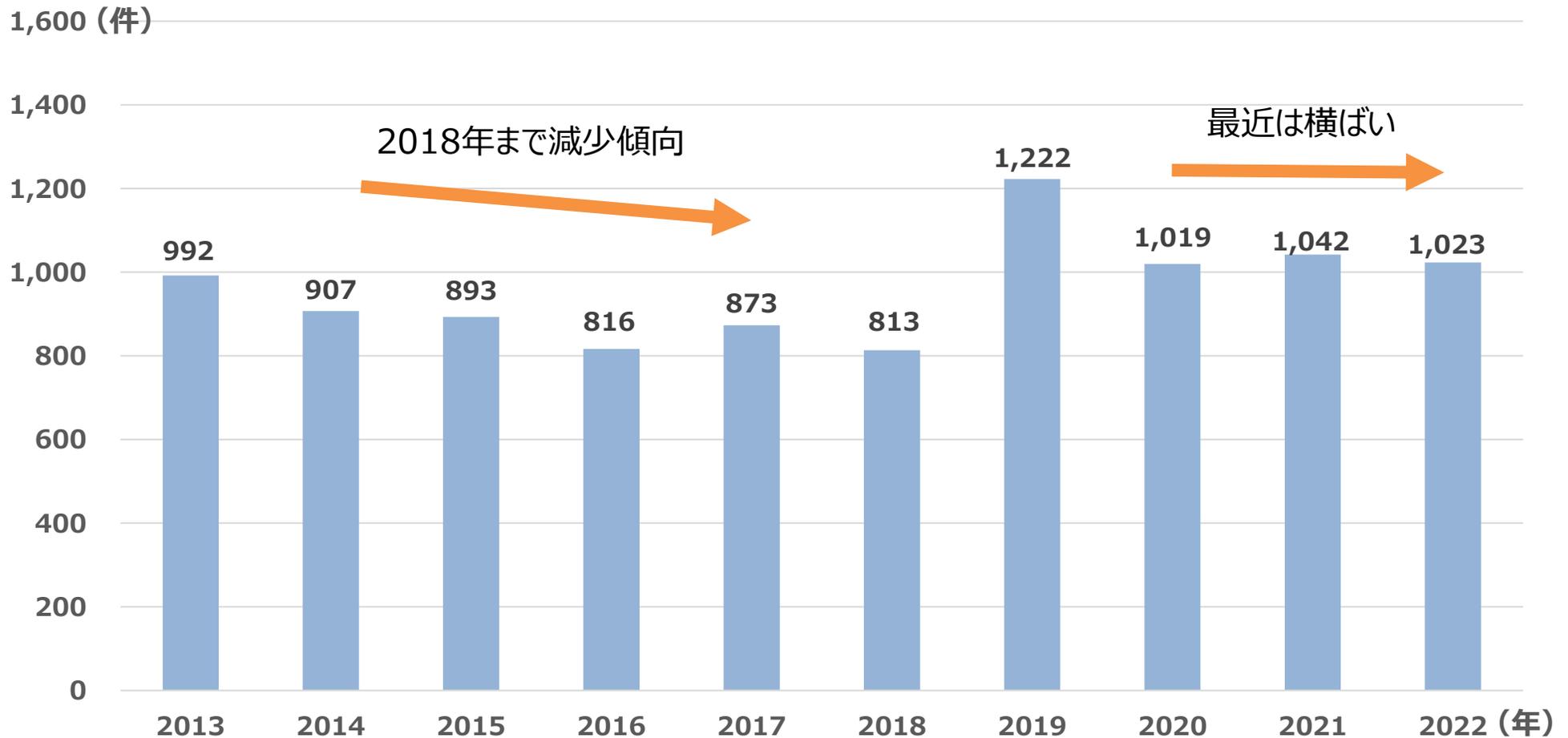


※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

重大製品事故件数の推移

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 重大製品事故件数の推移を見ると、2018年までは減少傾向だが、**2020年以降は横ばい**。
- 2019年は、リコールが発生した自転車製品の事故が多かった（1,222件のうちおよそ約3割を占める）。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
※消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

（産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

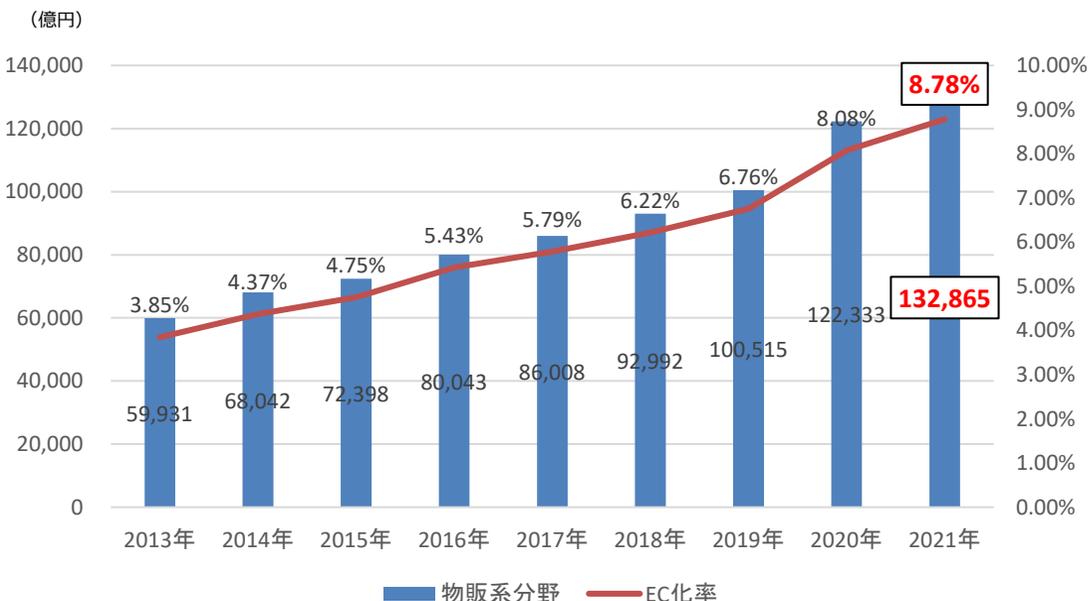
1. ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応 (事前規制及び事後規制)

インターネット取引における製品安全の現状と課題

- 2021年の物販系BtoC取引は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、**市場規模は13兆円を超え、EC化率は8.78%**となるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。
- 他方で、近年、インターネットモールや自社ECサイトで販売された製品による**重大製品事故の増加**や**必要とされるPSマーク表示が付されていない製品の販売等による違反も確認**されており、出品を行う事業者等に規制遵守、事故の再発防止策を求めることの重要性は一段と増している。
- 今後、インターネットモールを中心としたEC市場は一層拡大していくことが予想されるなか、**これまで以上に消費者の安全を確保し、安全な製品が流通する市場として成長することが必要。**

物販系分野のBtoC-EC市場規模

BtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移（物販系分野）



※EC化率とは、全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合を指す。

出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

分類	2019年		2020年		2021年	
	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率	市場規模 (億円) ※下段：前年比	EC化率
① 食品、飲料、酒類	18,233 (7.77%)	2.89%	22,086 (21.13%)	3.31%	25,199 (14.10%)	3.77%
② 生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	18,239 (10.76%)	32.75%	23,489 (28.79%)	37.45%	24,584 (4.66%)	38.13%
③ 書籍、映像・音楽ソフト	13,015 (7.83%)	34.18%	16,238 (24.77%)	42.97%	17,518 (7.88%)	46.20%
④ 化粧品、医薬品	6,611 (7.75%)	6.00%	7,787 (17.79%)	6.72%	8,552 (9.82%)	7.52%
⑤ 生活雑貨、家具、インテリア	17,428 (8.36%)	23.32%	21,322 (22.35%)	26.03%	22,752 (6.71%)	28.25%
⑥ 衣類・服装雑貨等	19,100 (7.74%)	13.87%	22,203 (16.25%)	19.44%	24,279 (9.35%)	21.15%
⑦ 自動車、自動二輪車、パーツ等	2,396 (2.04%)	2.88%	2,784 (16.17%)	3.23%	3,016 (8.33%)	3.86%
⑧ その他	5,492 (4.79%)	1.54%	6,423 (16.95%)	1.85%	6,964 (8.42%)	1.96%
合計	100,515 (8.09%)	6.76%	122,333 (21.71%)	8.08%	132,865 (8.61%)	8.78%

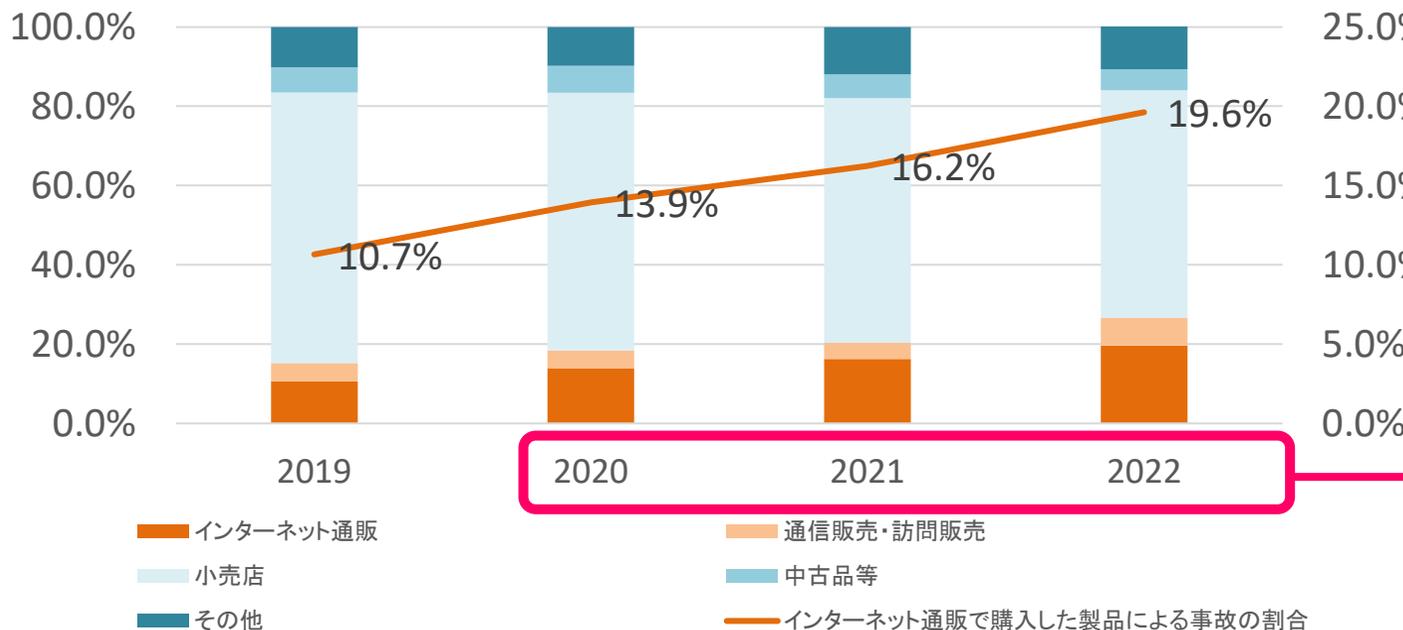
出典：経済産業省 令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）

重大製品事故が起きた製品の入手先

- 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。



2020年～2022年でみると、257件。このうち上位8品目で121件（47%）を占めている。

- 24件 二次電池
- 23件 リチウムイオン電池内臓充電器（モバイルバッテリー）
- 16件 ガストーチ
- 14件 ポータブル電源
- 13件 電動アシスト自転車
- 11件 照明器具
- 10件 携帯電話
- 10件 電気ストーブ

	2019	2020	2021	2022
インターネット通販	73	78	76	103
通信販売・訪問販売	31	25	19	37
小売店	468	364	289	301
中古品等	43	38	28	28
その他	70	55	56	61
不明	537	459	574	493
計	1,222	1,019	1,042	1,023

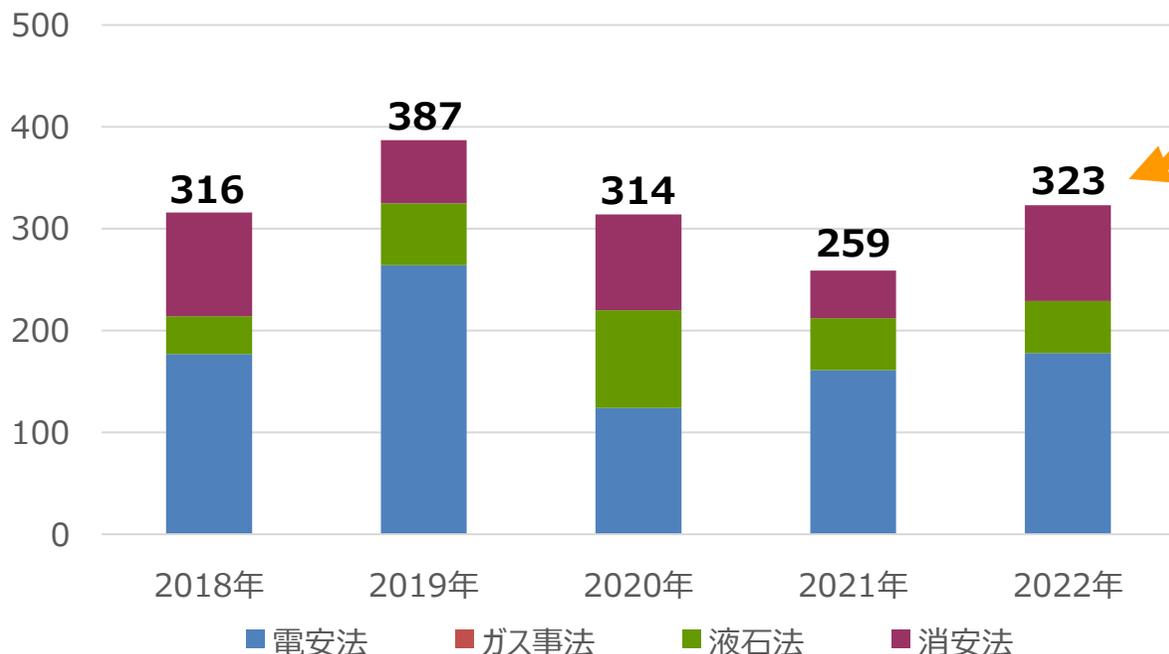
出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計

（注）各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。（産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

インターネットを通じた違反品販売の現状

- 製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反に対して行った対応について、**インターネット販売における件数は近年横ばいの状況。**
- 経済産業省による監視（ネットパトロール事業）や大手インターネットモール事業者の協力を得たことで増加傾向にはなっていないが、**依然として高水準で推移。**

（単位：件数） **インターネット販売における違反对応件数の推移**



2021年度ネットパトロール事業の結果の反映

- 2021年度も、法令違反が多い品目を中心に大手インターネットモール上で**PSマークの表示の有無等に関するパトロール（ネットパトロール事業）を実施。**
- その結果、2022年は**163件**の表示違反等について**速やかな対応を行い、162件の出品削除を行うことにつながった**（残りの1件については違反对応中）。
※2022年の323件の内、162件が2021年度ネットパトロール事業によるもの。

（2021年度ネットパトロール事業の結果）

・PSマークの表示が疑わしいもの…81件

【件数上位の5品目】

- ①乗車用ヘルメット（消安法）、②カートリッジガスこんろ（液石法）、③開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ（液石法）④電気瞬間湯沸器（電安法）⑤直流電源装置（電安法）

・PSマークの表示がないもの…82件

【件数上位の5品目】

- ①リチウムイオン蓄電池（電安法）、②LED電灯器具（電安法）、③乳幼児用ベッド（消安法）、④直流電源装置（電安法）、⑤カートリッジガスこんろ（液石法）

※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。

※2022年は違反对応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

（産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

市場監視におけるネットパトロール事業の実施

- 2020年11月より、製品が流通した後の違反製品の有無について、主にインターネットモール上で販売される製品を市場監視する目的で「**ネットパトロール事業**」を新たに開始。
- インターネットモール各社の協力を得ながら、**出品者への事実照会、販売停止等の行政措置を実施**。

(経産省によるネット販売製品の監視)



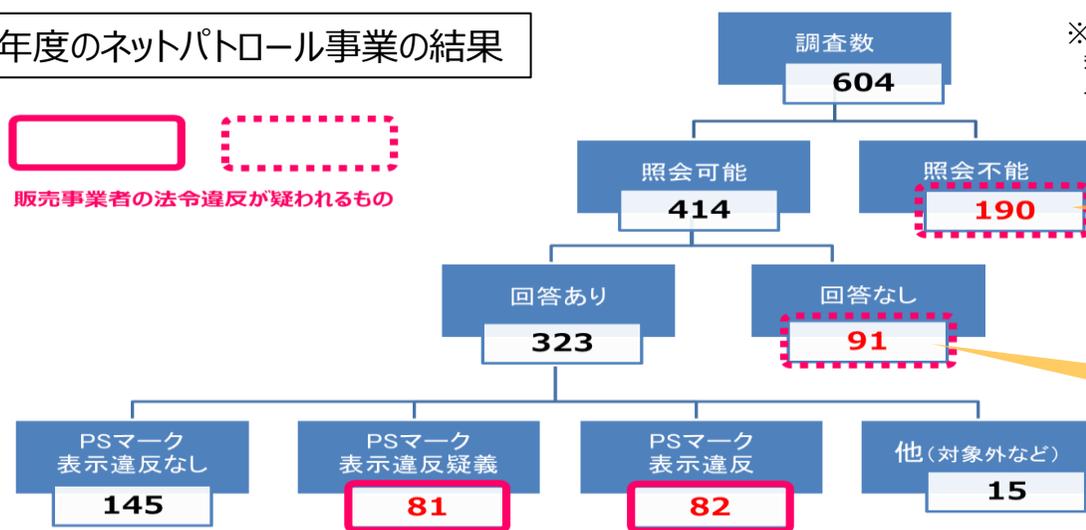
※2022年10月に1品目追加し、現在は4品目（後述）

ネットパトロール事業による違反対応の状況

(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

- 2021年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**合計604件**について調査を実施。
- 2021年度のネットパトロール事業において、出品者への確認により、違反が疑わしいものは81件、PSマーク等表示不適合のものが82件判明。合計163件が出品削除された。**(出品削除の割合は約50%)**
- 対面の販売事業者の違反に比べ違反者が多くなっている。(※参照)
- うち、違法製品であることが疑われたものの、**計190件の案件についてはメールでの連絡ができなかった。連絡ができなかった出品者のほとんどが海外出品者。**

2021年度のネットパトロール事業の結果



※ネットパトロールの調査対象は、違反や事故が多いリチウムイオン蓄電池などの販売サイトを確認し、違反の疑いがある製品を探して選定

61件が出品削除に至ったが、ネットパトロールによる対応のみでは不十分であり、新たな対策が必要

60件は出品削除につなげた。残りの31件は引き続き調査中

※毎年、自治体において製品安全4法に係る販売事業者への立入検査を実施しているが、2021年度に判明した製品安全4法の違反件数は計4件。(2021年度の自治体による立入検査は約6,000件)

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2021年度	3	0	1	0	4

出典：自治体の立入検査実施状況報告書に基づき作成（対応が完了した件数を計上）

製品安全誓約（Pledge）の開始（ネットモールの自主的取組）

- 製品安全誓約は、安全でない製品を消費者が購入しないよう、インターネットモール運営事業者が行う自主的取組。
- 2021年のOECDガイダンス等を踏まえ、日本でも製品安全誓約の取組を開始。（2023年月6月29日署名式）
- 経済産業省とモール各社は、他国に先駆けて規制対象製品の出品前審査等の連携関係を構築してきたが、Pledgeの取組を開始することで、他省庁とも連携しつつ、さらに製品安全の確保に向けた取組みを強化していく。
- 署名者は実施状況（KPI含め）について定期的にレポートを提出し、規制当局が国内全体の結果を取りまとめ公表する。

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式（2023年6月29日）



（2023年6月時点での署名事業者）

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング、ヤフオク!、PayPayフリマ
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

製品安全誓約のKPI

- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

(参考) 製品安全対策優良企業表彰 (PSアワード)

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃え、社会全体に製品安全の取組が拡大することを目的として、平成19年度からPSアワードの取り組みを実施。令和2年度より、特別賞に「ネットモール運営事業者部門」を新設。
- 令和5年度表彰企業、現在募集中 (2023年4月3日～2023年7月21日)。(問い合わせは製品安全課まで！)

令和2年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
マツ六株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
有限会社鈴文
- ・優良賞
新潟精密製造株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社大一電化社
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社カイン電器

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
パナソニック(株)アプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部
- ・優良賞
株式会社アシックス
- ・優良賞
株式会社コロナ

○大企業 小売販売事業者部門

- ・技術総括・保安審議官賞
大阪ガスマーケティング株式会社

○特別賞

- ・団体部門
一般財団法人ニッセケン品質評価センター
- ・ネットモール運営事業者部門
株式会社メルカリ

令和3年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
徳武産業株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社近澤製紙所
- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社アテックス
- ・優良賞
サクラパックス株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社カイン電器

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・優良賞
AGCテクノグラス株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
株式会社ベネッセコーポレーション

○特別賞

- ・ネットモール運営事業者部門
アマゾンジャパン合同会社

令和4年度の受賞企業

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
マツ六株式会社
- ・技術総括・保安審議官賞
龍宮株式会社
株式会社オークマ
- ・優良賞
HARIO株式会社
富士スレート株式会社

○中小企業 小売販売事業者部門

- ・経済産業大臣賞
茨城日化サービス株式会社

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

- ・経済産業大臣賞
パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
ランドリー・クリーナー事業部
- ・技術総括・保安審議官賞
日立グローバルライフソリューションズ株式会社
富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
- ・優良賞
株式会社ノーリツ
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

○大企業 小売販売事業者部門

- ・技術総括・保安審議官賞
株式会社赤ちゃん本舗

○特別賞

- ・企業総合部門
株式会社 YUWA ホールディングス
※ネットモール運営事業者部門は受賞なし

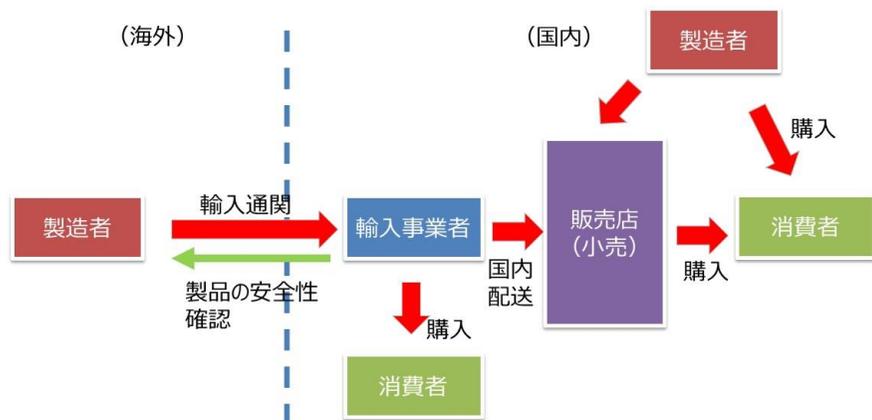


PSアワードの
ロゴマーク

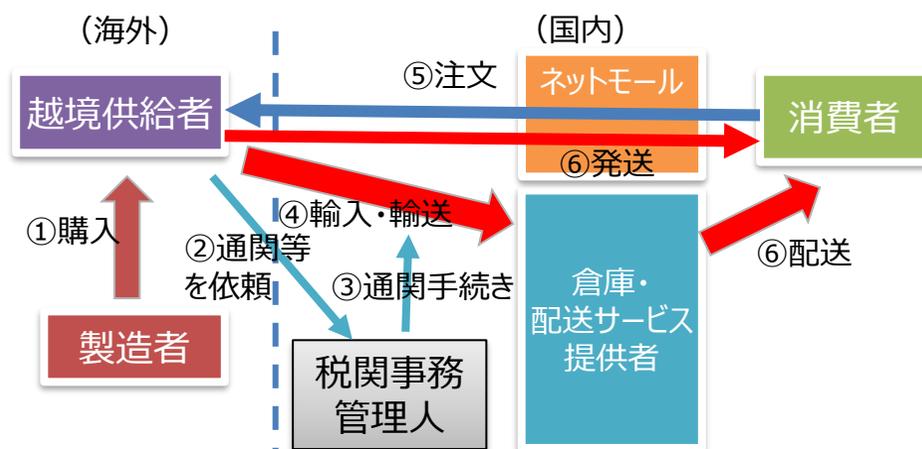
インターネット販売の拡大に伴う製品安全の課題

- インターネット販売が増加する中、海外事業者によるインターネットモールを通じた日本の消費者への直接販売（越境供給）も増加。
- こうした海外事業者による直接販売については、消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいないと考えられるケースもあり、重大製品事故の報告が行われない事案が出てきている。
（2022年度100件程度の重大製品事故（火災）が報告されていないと推定される。）
- また、海外事業者による直接販売については、リコールが必要となった場合の対応についても課題がある。

法律が想定するこれまでの流通形態



<海外からの直接販売（越境供給）の例>



海外製品について消費生活用製品安全法の事故報告を行う者が国内にいない？

重大製品事故が報告されていない製品の例



リチウムイオン
バッテリー



論点1 ①：越境供給（海外からの直接販売）の際の事故報告への対応

問題意識：海外からの日本の消費者への直接販売（越境供給）においても、きちんと重大製品事故の報告などを行ってもらうため、責任事業者を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

①越境供給の際の事故報告とリコール

<事故報告について>

- 越境供給された製品の事故についても、きちんと国に報告される仕組みをどのように作るべきか。
 - PSマーク対象製品を販売する越境供給者が、**国内代表者又は国内代理人を通じて届出を行うこと**を可能とし、仮に、販売製品で重大事故が発生した場合には、**国内代表者又は国内代理人**にも国へ報告するよう求める仕組みとしてはどうか。（→留意点1）
 - PSマーク対象外製品の場合には、**越境供給者が、ネットモール運営事業者の協力を得つつ事故報告**する仕組みとしてはどうか。（→留意点2）

（留意点1：国内代表者又は国内代理人の責任）

- 国内代表者又は国内代理人の責任・役割をどうするかが重要な論点。①越境供給者及び国等との連絡調整、②検査記録等の写しの保存、③重大製品事故の報告、④国の立入検査等への対象化、⑤リコールの際の協力、とするのが一案。
- 国内代表者又は国内代理人は、少なくとも①日本に居住している者であること、②越境供給者と上記責任を果たすための契約を締結していること、が必要。（なお、後述のとおり、越境供給者に国内代表者又は国内代理人の名称は販売ページへの表示を求め、併せて国による届出情報の名称公表を行うことを想定）

（注：一般的に国内代理人は製造物責任を負わないと考えられる）

（留意点2：PS対象外品での事故）

- PS対象外品で越境供給者から事故報告されないケースも想定される。この場合、当該事故情報を国が公表し、ネットモール運営事業者等の協力によりNITEの事故調査を進めることで原因究明を行い、製品起因と判明した場合は、ネットモールから出品削除することで、事故の再発防止を図ることとしてはどうか。

※新たな制度の導入の際には一定の周知期間が必要

論点 1 ② : 越境供給者（海外販売者）によるリコールへの対応

<リコールについて>

- 海外から日本の消費者へ直接販売（越境供給）された製品でリコールが必要になった場合、適切にリコールを行うためにはどのように対応すべきか。
 - 製品を供給した責任を有する**越境供給者がリコールを行うべき**ではないか。
 - 越境供給者が適切にリコールを行うため、PSマーク対象製品については、国内代表者又は国内代理人が、国内での必要な協力（日本でのリコール実施の支援）を行うべきではないか。
 - PSマーク対象外製品については、ネットモール運営事業者に協力を求め、事故の再発防止を図るべきではないか。

リコールが必要な製品は、**消費者の手元から隔離することが必要**であるが、越境供給者により十分な対策が講じられない懸念が残る。



（留意点 3 : リコールが必要な製品の事故の再発防止の実効性の確保について）

- 越境供給されたリコールが必要な製品の事故の再発防止の実効性を確保するため、以下の対策を行う。
 - ネットモール事業者に対し、リコールが必要な製品の出品の削除の命令又は要請。
 - ネットモール事業者に対し、同製品の購入者への使用中止・廃棄の連絡を求め、事故の再発防止を図る。
 - 国は同製品の公表を行い、消費者に広く注意喚起を行う。

論点 2 : ネット販売製品の製品安全4法違反への対応

問題意識：海外からの日本の消費者への直接販売（越境供給）など、ネット販売製品の違反对策をより実効的に行うための方策として、制度的な対応の必要はないか。

②越境供給者への規制の実効性確保

- 越境供給者の製品安全4法違反について、適切に是正を行うには、どうすべきか
 - **越境供給者が製品安全4法に違反している場合、当該製品の販売の場を提供するネットモール運営事業者に出品削除の命令又は要請**ができることが必要ではないか。
 - 法律上の義務に違反する行為を行った者の氏名等の**公表**を行うこととしてはどうか。

③情報の非対称性の解消

- PSマーク対象製品の販売について、違反製品が減少するためにどうすべきか。
 - 消費者やネットモール運営事業者の情報の非対称性を解消するため、越境供給者に**販売サイトでの国内代表者又は国内代理人の表示**を求める（※）とともに、**国は届出事業者名（国内代表者又は国内代理人の名称含む）の公表**を行ってはどうか。
 - ※ 特商法に基づき、現状、海外販売者の氏名や住所等の表示が原則行われている。
 - PSマーク対象製品の違反对策として、行政が届出事業者をきちんと特定するため、届出事業者の届出事項に、現在の住所に加えて、電子メールや電話番号も追加してはどうか。

制度検討の際の留意点（ネット販売関係）

- 検討会では、以下のようなご意見をいただいた。今後の検討の際に留意していくことが必要。

（留意点としていただいたご意見）

①越境供給者の義務履行の担保措置

- 2017年の検討会（「インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会報告書」（2017年8月7日））において、**越境供給者についても製品安全関係法が適用されるとの整理が行われ**、越境供給者に対する規制をより実効的にする観点から、今回の検討につながったといえる。
- 越境供給者が法的義務を履行しなかった場合、公表することに留まらず、**もう少し踏み込んで罰則等を強く執行**することはできないか。
- 国内代表者又は国内代理人はに裁判における送達先となることや**行政処分等の通知を受領する役割を果たせるようにする**など、処分越境供給者の代わりに名宛人とする権限を付与する等の措置することが必要ではないか。

②消費者からの問合せ対応等

- 代表者・代理人は、消費者が容易に連絡を取れるよう、**日本語対応を可能**にさせておくべき。
- **苦情受付窓口の機能**もあるなどとしていただきたい。
- PS対象外品についても、**特商法で、販売ページに代表者・代理人の連絡先表示を義務付け**られないか。

③大手ネットモール以外の事業者の対応

- モールの協力については、小さな事業者までもれなく協力を得られるようにするためには、**法律の中で根拠づけることが重要**。

④ネットモールの実務的対応

- 日本語以外で製品を販売するモールや海外ドメインだが日本語で日本の消費者向けに製品を販売しているSNSサイトなども制度の対象となるのか、**モール及び越境供給者の定義を整理して欲しい**。
- インターネットモール事業者に対して**出品削除等の要請・命令**をする場合には、インターネットモール事業者が出品者に対して出品削除をする理由を説明できるように、**その根拠等を明確にして欲しい**。
- 代表者・代理人の表示された**連絡先が正しいのか国の方でも確認して欲しい**。実際に**義務履行能力があるかまで確認することはモールには困難**なので、国が行って欲しい。
- 削除命令にあたっては**リコールの命令等**を販売事業者に行っていただきたい。
- 制度改正が行われる場合には**十分な準備期間を確保**いただきたい。
- 消費者や越境供給者から**行政への相談窓口**を設けて欲しい。
- 行政から**多言語での周知・多言語での国内代表者・代理人との契約書のひな形**の提示などをお願いしたい。
- 製品安全誓約（プレッジ）を通じて事業者の取り組みが高まることを期待しているが、取り組み状況を踏まえつつ、EUのように、**将来的には対応の強度を変えていくこともあり得る**。

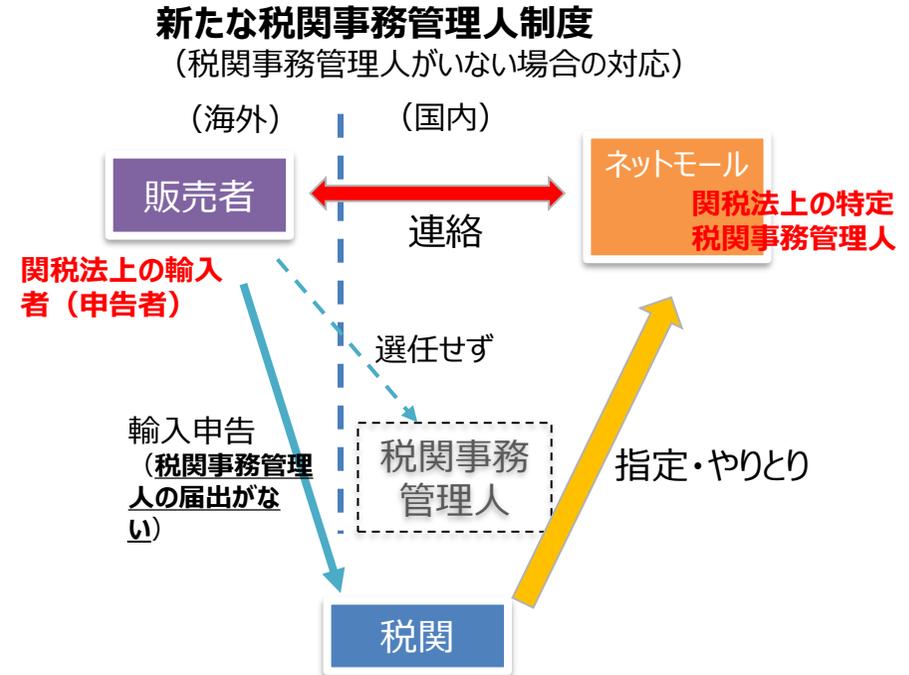
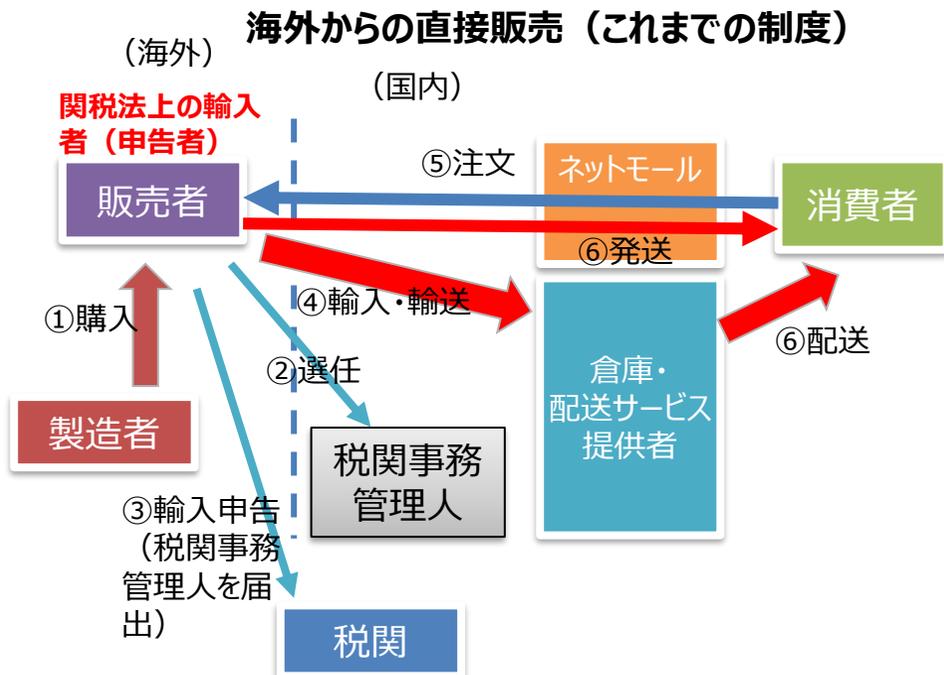
(参考) 急増する輸入貨物への対応 (財務省による税関事務管理人制度の見直し)

(背景と課題) (出典：財務省資料)

- インターネット販売が増加する中、輸入申告件数が年々増加。「**フルフィルメントサービス (FS:電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス) を利用した貨物の輸入も目立つ**」とのこと。
- 「輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在しない中で、**インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化**」とのこと。
- 非居住者が自ら輸入者となり、FS利用貨物を輸入する場合、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る必要があるが、定められていない場合がある。

(改正内容：2023年4月より)

- 輸入申告の項目に、通販貨物に該当するか否か、ネットモールで販売した場合はネットモール事業者の名称を記載。
- **税関長が、非居住者（輸入申告者）に税関事務管理人の選定・届出を要請し、期限までに要請に応じない場合、国内関連事業者（ネットモール事業者も対象となり得る）を税関事務管理人として指定することが可能に。**
- 指定された税関事務管理人は、税関と非居住者（輸入申告者）との間で書類の受領・送付を行う。



(財務省の公表情報を基に製品安全課にて作成)

(参考) EUの一般製品安全規則 (GPSR) について

- **EUでは、一般製品安全規則 (GPSR : General Product Safety Regulation) が成立し、2023年5月23日に公布・同年6月12日に施行された。**18ヶ月後の2024年12月13日から本格適用される予定。
- 一般製品安全規則は現行の一般製品安全指令 (GPSD) の改訂で、**オンラインマーケットプレイス提供者を新たに定義。**オンラインマーケットプレイス提供者の義務は、製品安全誓約 (プレッジ) の内容と似ている。(第22条)
- GPSRでは、**ネット販売 (遠隔販売の一つ) で海外製品の場合、責任者の名前や連絡先 (住所・メールアドレス) のサイト表示**を義務づけている。(第19条) (この場合の責任者とは、EU市場監視規則第4条で規定しているEUの製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー)
- **事故を知った場合の報告義務**も新たに追加されている。(第20条)

【一般製品安全規則の概要】

(遠隔販売 (distance sales) の際の義務) (第19条)

- オンライン市場などの遠隔販売を行う場合、出品者は、製造者名・住所・メールアドレス、製造者がEU外の場合は、責任者の名前・住所・メールアドレスなどがはっきりと読めるように示さなければならない。
- ※ EU消費者向けに出品 (offer) される場合、オンライン販売等の遠隔販売による出品は、EU市場向け供給と見なされる。(第4条)

(製品の安全性に関する事故の際の義務) (第20条)

- 製造者は、製品の使用による死亡事故等の製品起因の事故の発生を知った場合は、遅滞なく当局に届出なければならない。
- 輸入者や流通者が製品起因の事故について知った場合、遅滞なく製造者に通知しなければならない。
- 製造者がEU外の場合は、事故の発生を知った責任者が、届出を行わなければならない。
- ※ 責任者とは、EU市場監視規則第4条の製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー (第15条第1項)

(オンラインマーケットプレイス提供者の製品安全に関する義務) (第22条)

- オンラインマーケットプレイス提供者は、市場監視当局との1つのコンタクトポイントを設置し、登録しなければならない。
- 市場監視当局に危険製品の削除をオンラインマーケットプレイス提供者に命令する権限を付与。オンラインマーケットプレイス提供者は、当該命令を受領した時から2営業日以内に反応しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、自主的に危険製品の削除に努めるため、危険製品の規制情報を考慮しなければならない。オンラインマーケットプレイス提供者は講じた措置を当局に通知しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、消費者からの苦情等の通知に対し3営業日以内に反応しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、出品者が遠隔販売の際の責任事業者の情報等を表示できるようなオンラインインターフェイスを設計しなければならない。
- オンラインマーケットプレイス提供者は、製品のリスクを除去する措置を促進するため、市場監視当局や関連事業者に協力しなければならない。

(参考) EUの新たな市場監視規則

- EUは、EU内で流通する製品の法令遵守を進め、公共の利益を保護するため、2019年6月に新たな**市場監視規則** (Regulation on market surveillance and compliance of product) (Regulation (EU) 2019/1020) を制定。
- 同規則では、製造者、輸入者、承認された代理人、それらが不在の場合はフルフィルメント・サービス・プロバイダー（倉庫、包装、発送などのサービスの提供者）を第4条での経済運営者と定義（第4条第2項）し、製品にリスクを疑う理由がある場合の当局への通知などの義務を規定（第4条第3項）している。
- **一般製品安全規則（GPSR）とセットで、EU内の消費者に製品を供給する場合、EU域内に責任者を置くことを求めている**と言える。

<EUの市場監視規則（Regulation 2019/1020）の概要>

- 第4条では以下の4者が経済運営者（economic operator）を意味し（第4条第2項）、同条第3項の義務を負う。
 - (a) EUに設立された製造者（manufacturer）
 - (b) EUに設立された製造者がいない場合は輸入者（importer）
 - (c) 承認された代理人（authorized representative）：
製造者から書面で製造者の義務を代わりに実施する権限を委譲されたEU内に設立された者
 - (d) 上記の(a)(b)(c)がEUに不在の場合、EUに設立されたフルフィルメント・サービス・プロバイダー（fulfillment service provider）：
フルフィルメント・サービス・プロバイダーは、倉庫（warehousing）、包装（packaging）、宛名（addressing）、発送（dispatching）のうち2つ以上のサービスを行い、製品の所有権は持たず、郵便サービス（postal service）、宅配輸送サービス（parcel delivery services）、貨物輸送サービス（freight transport service）を除いた者（第3条（11））
- 市場監視当局は、経済運営者に対して、製品に関する情報提供、サプライチェーンに関する情報提供、立入検査、是正措置の実施（是正措置が不十分な場合の製品の禁止・制限や撤去・リコール含む）等の権限を有する。（第14条）

※公表されているEU市場監視規則を基に製品安全課作成

(参考) EUのデジタルサービス法 (DSA)

- EUでは、**デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act)** が**2022年10月に公布**された。2024年適用。
- DSAは、オンラインプラットフォームなどの仲介サービス提供者 (intermediary service) に対して、当局からの違法コンテンツへの措置命令や情報提供命令を受けた効果の報告義務を規定。(第9条、第10条)
- 連絡先 (単一窓口) や法定代理人 (EUに拠点がない場合) などの設置義務を規定。(第11条～第13条)

【DSAの主な内容】

(仲介サービス提供者の責任) (第4条～第6条)

- ホスティングサービス提供者は、違法な活動やコンテンツを知らないとき、又は、知った場合に違法コンテンツの削除などの迅速な対応をしたときは、免責される。(第6条第1項)
- オンラインプラットフォームが遠隔販売を行う場合、平均的な消費者が、オンラインプラットフォーム自身によって提供されていると信じる方法で提供されている場合、免責されない。(第6条第3項)

(自主調査と法令遵守) (第7条)

- 仲介サービス提供者が、自主的に違法コンテンツの削除等を行っていること、又はEU法に従っていること、のみを理由に第4条～第6条の免責適用を受ける資格がないとはみなさない。

(一般的なモニタリング義務はない) (第8条)

- 仲介サービス提供者が送信する情報の一般的なモニタリング義務や、違法行為を示す事実等を調査する義務は課されない。

(違法コンテンツへの命令、情報提供命令)

- 仲介サービス提供者は、違法コンテンツへの措置命令を受けた場合、それへの対応を当局に報告しなければならない。(第9条)
- 仲介サービス提供者は、情報提供命令を受けた場合、それへの対応を当局に報告しなければならない。(第10条)

(透明性報告義務) (第15条)

- 仲介サービス提供者は、年に1回、違法コンテンツへの詳細な報告書を公表しなければならない。(命令の数や消費者からの通知の数等)

(犯罪行為の通知) (第18条)

- オンラインプラットフォームは、生命や安全を脅かす重大犯罪が行われる等の情報を知った場合、迅速に当局に情報提供しなければならない。

(取引業者のトレーサビリティ) (第30条)

- 遠隔販売を可能にするオンラインプラットフォームは、取引事業者の連絡先等の情報を事前 to 取得した場合に限り、商品を提供可能としなければならない。オンラインプラットフォームは得た情報が正確であるよう努力し、不正確であるとの情報を得た場合には取引業者にこれを是正させ、それに取引業者が応じない場合はサービス利用を中止しなければならない。得られた情報はサービス受領者が利用できるようにしなければならない。

(参考) モール等運営事業者の消費者取引に係る新たな法律について

- オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題が発生。
- これに対応し消費者利益の保護を図るため、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が**2021年に公布された**。
- 消費者庁による政令、府令、指針等の整備を経て、**2022年5月1日に施行された**。
- 法律に基づく官民協議会が既に3回開催されている。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の概要

取引DPF企業の努力義務

- 販売業者と消費者の間の円滑な連絡手段の確保
- 苦情の申出を受けた場合の必要な調査等の実施
- 販売業者に対し身元確認のための情報提供を求める

販売業者に係る情報の開示請求権

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利を創設

商品等の出品の停止

- 商品を使用する際の安全性等の表示に著しい虚偽・誤認表示があり、販売業者等が特定不能など『表示の是正が期待できない』場合、『消費者庁』が販売停止等を要請

官民協議会・申出制度

- 行政機関、事業者団体、消費者団体からなる官民協議会を組織し、取組事項を協議
- 消費者等のための申出制度を創設

出典：消費者庁からの情報提供に基づいて製品安全課において作成

2. 玩具などのこども用製品の課題と対応 (事前規制)

マグネットセットと水で膨らむボールの特定製品への指定

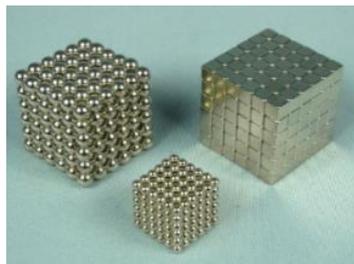
- マグネットセット（磁石製娯楽用品）と水で膨らむボール（吸水性合成樹脂製玩具）を、消費生活用製品安全法の特定製品として指定する内容の**政令改正**が2023年5月16日閣議決定され、**同月19日に公布**された。
- これにより、いわゆるマグネットセットと水で膨らむボールを日本で販売することはできなくなる。
- **それ以外の多種多様な玩具については、現在でも物理的安全（誤飲対策等）についての規制は存在していない。**

政令で追加された2品目

十一 磁石製娯楽用品（磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

十二 吸水性合成樹脂製玩具（吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。）

マグネットセット



出典：国民生活センター

水で膨らむボール



出典：国民生活センター

玩具など子ども用製品に関する課題

(課題)

- **子ども用製品**については、**誤飲**などが起きやすく、**通常の製品よりも配慮が必要**。しかし、現状では、**重大製品事故が報告されてからの対応、子どもの事故が発生してから事後的に規制するという対応**となっている。

(危険な子ども用製品の例)

① マグネットセット、水で膨らむボール（前ページ）
（乳幼児の誤飲リスクあり）

② 海外で法令違反となるぬいぐるみ等
（具体例は次ページ参照）

③ 子ども用自転車
（チェーンへの指入れリスクあり）

<消費生活用製品安全法>

(定義)

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法で規制されている子ども関連製品>

- 乳幼児用ベッド（乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下することがない構造等を要求）
- ライター（チャイルドレジスタンス機構を要求）
- 磁石製娯楽用品（マグネットボール）※2023年5月追加
- 吸水性合成樹脂製玩具（水で膨らむボール）※2023年5月追加

(参考) 我が国への流入が懸念される玩具等

- 以下の表に示す製品はSafety Gate (EU)に掲載された玩具等であり、EU当局から販売中止やリコール等の措置がとられている。
- いずれもEU内で定める強制規格を遵守していない製品。

ぬいぐるみ	エアガン	ベビーチェア	乳児用玩具
			
<p>中国製</p> <p>包装ビニール、ボタン電池等を誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1、EN62115違反</p>	<p>中国製</p> <p>棒が飛び出す速度が上限を超え目などに危険を及ぼすおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>	<p>中国製</p> <p>揺れる角度が大きすぎ乳児が落下するおそれ。 一般製品安全指令、欧州規格EN16232違反</p>	<p>中国製</p> <p>小さなパーツがとれやすく、誤飲して窒息するおそれ。 玩具安全指令、欧州規格EN71-1違反</p>
<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01208/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00102/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A11/00100/22</p>	<p>出典： EU Safety Gate Alert number A12/01243/22</p>

玩具を巡る課題

- 玩具については、海外の多くの国で事故の未然防止の観点から安全規制（規格に適合しない製品の販売禁止など）がかかっている。
- 日本では50年に渡り玩具業界による自主基準による対応を行い、玩具の安全を確保してきた。一方、近年は、ネット販売により海外品の流入が容易になっているため、日本でも規制を強化しないと販売される玩具の安全性が確保されないおそれがある。

(玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域)

地域	国
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル
中東・アフリカ	サウジアラビア、カタール、UAE、南アフリカ
ユーラシア	ベラルーシ、カザフスタン、ロシア

※日本では化学物質の含有については玩具に規制がかかっている。（食品衛生法）

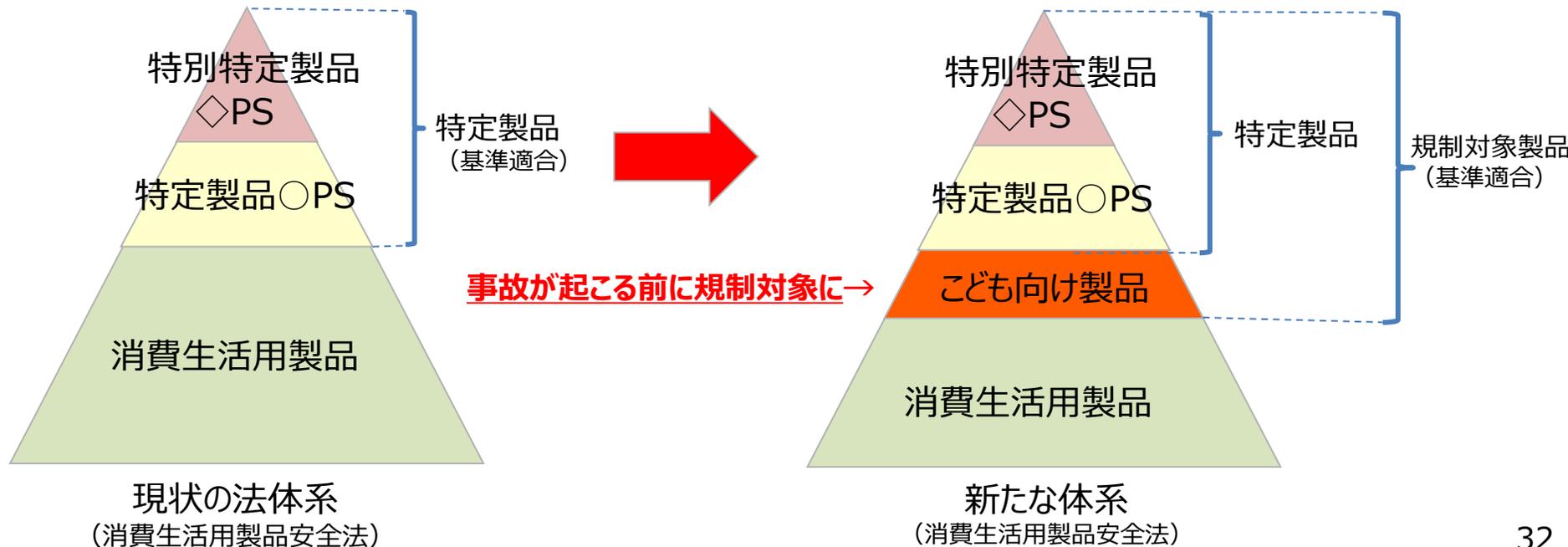
こども用製品の事故の未然防止に向けた対応策（方向性イメージ）

- 海外の違法品が日本に流入することを防ぎ、事故が起こってからの対応ではなく、こどもの事故を未然に防止する観点から、以下のような対策を取るのが一案。
- 玩具、ベビーカー、幼児用自転車などのこども用製品を、消費生活用製品安全法の「こども向け製品」として規制できるようにする。

<規制のイメージ>

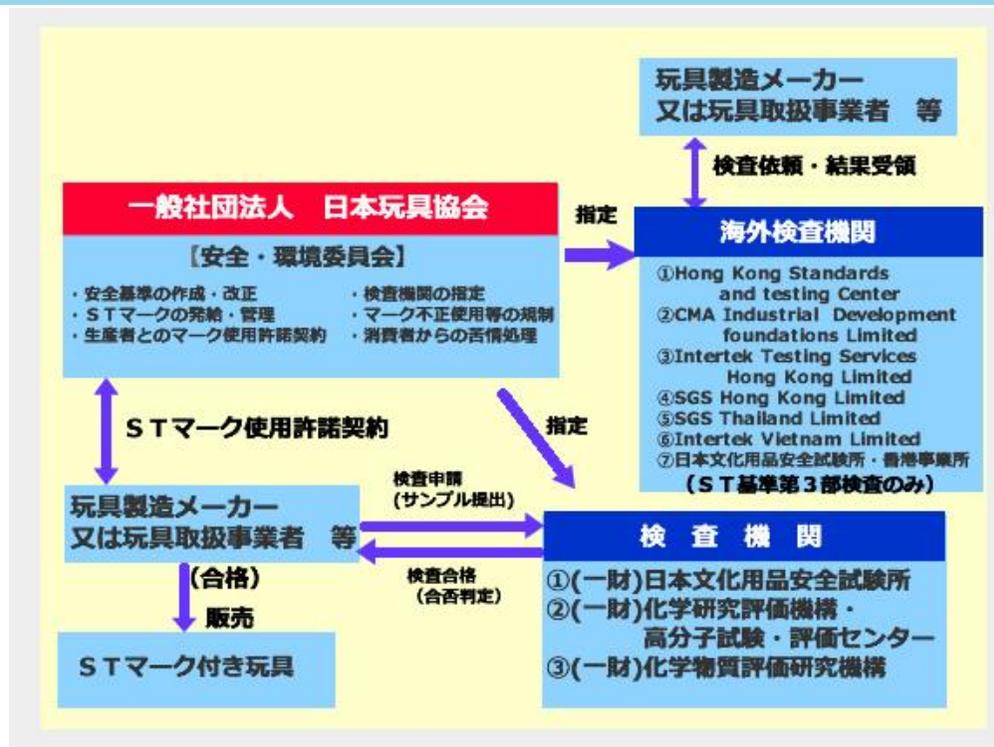
- 事故が発生してからの対応でなく、事故が発生する前に規制対象とする。
- 物理的安全等の技術基準への適合を求め、基準適合の表示があるもののみ販売できるようにする。
- 国際基準との整合を図り、例えば玩具の物理的安全については、国際基準であるISO8124-1や欧州EN71-1、米国ASTM F963-17を満たしている玩具であれば基準適合とすることも検討。
(STマークやSGマークについては、基準が国際基準と整合している場合、追加の検査・試験は不要とすることも考えられる。)

消費生活用製品安全法の新たな「こども向け製品」のイメージ



(参考) STマークについて

- (一社) 日本玩具協会が運営する業界自主マーク。
- ①玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、②ST基準適合検査の実施(検査機関)、③事故の際の賠償補償制度から成り立っている。
- 参加する場合は日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンプル検査を受検。検査に合格した玩具についてSTマークの表示が認められる。
- 玩具安全基準「ST2016」は、①機械的及び物理的特性の検査、②可燃性の検査、③化学物質の検査、の3項目が含まれる。上記①と②については国際規格であるISO8124をベースに策定され国際整合が図られており、③については食品衛生法をベースに策定されている。



(STマーク)



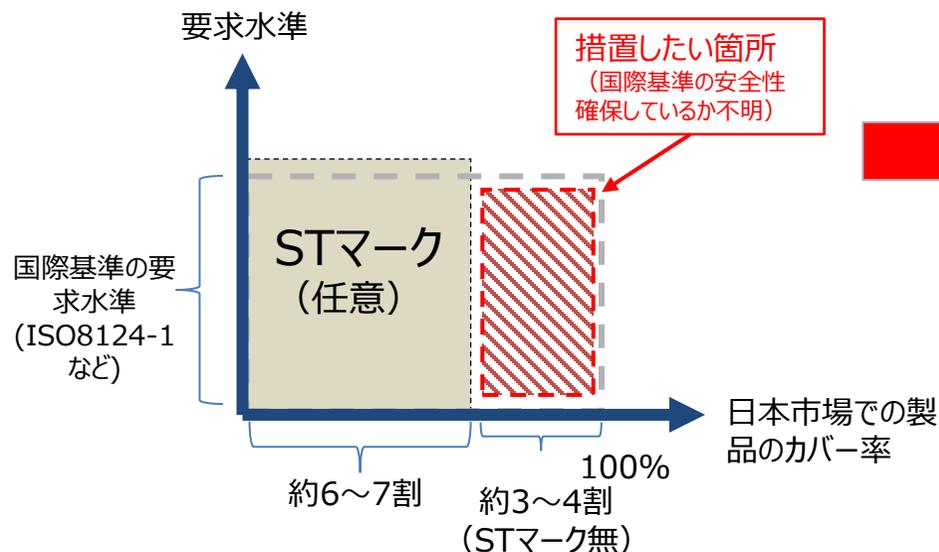
(出典：いずれも日本玩具協会HPより)

玩具の物理的安全性の確保とSTマーク制度

- 日本のSTマークは、国際規格であるISO8124と同等の物理的安全性等を要求しており国際整合しているが、日本では玩具の物理的安全性等は規制されておらず、**STマークがない玩具も一定程度販売**されている。
- ①玩具は事故が起こる前に規制対象とすべきであること、②ネット販売を通じて海外品の流入が容易になっていること、③海外で違反となったものを日本国内で販売できないようにする必要があること、を踏まえると、**STマークがない玩具についても物理的安全（誤飲対策等）のISO8124-1などを強制規格として要求することが、こどもの安全確保のためには必要**ではないか。
- STマーク付の玩具は、**2年に1度の製品確認**を行っている点や**年齢表示・注意喚起表示の方法**に特徴があり、玩具の安全確保のためには**STマークは重要**。

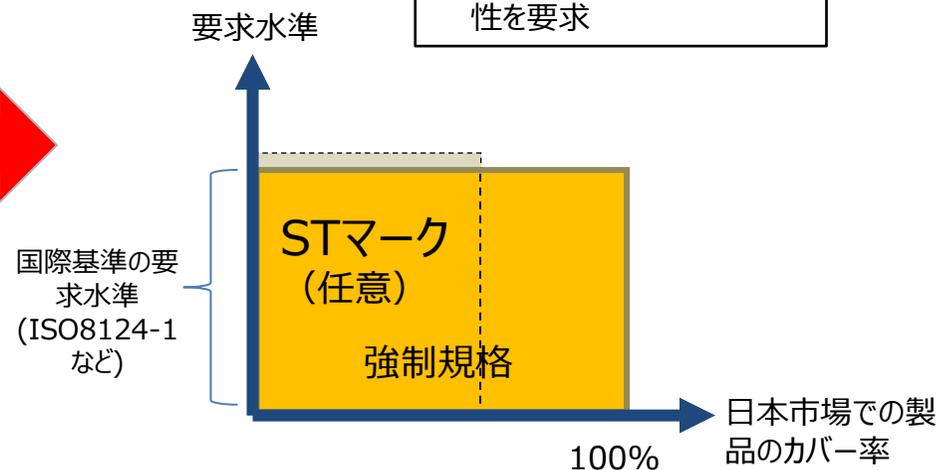
(玩具への要求の現状イメージ)

- ✓ 強制規格なし
- ✓ STマーク約6~7割



(新たな制度イメージ)

- ✓ 玩具を強制規格対象とし、STマークと同じ国際整合した物理的安全性・可燃性を要求



製品安全制度におけるSTマーク制度やSGマーク制度等の活用

- 玩具を強制規格対象とした場合でも、より安全性に配慮されたSTマーク付の玩具やSGマーク付の製品（注）が普及することが、玩具の安全確保の観点から望まれる。
- このため、今後のこども用製品の安全規制の検討においては、例えば、以下のような対策を検討することが一案。
 - ① **STマーク制度等を活用した制度**。（例えば、STマーク付の玩具は国への届出不要とする）
 - ② 製造物責任保険の加入を促す。（STマーク付の玩具やSGマーク付の玩具は製造物責任保険加入済み。特定製品には加入義務有り。）
 - ③ 新たな制度に合わせて認知度向上を図る。
- なお、STマーク付の玩具に求められる**日本語での警告や注意表示**、ST制度でISO基準に追加して求めている内容（**コイン電池の扱い**や**食物等を模した玩具**等）について、玩具を規制対象化する際に要求していくことも今後の検討課題である。
- また、**（一財）製品安全協会が運用するSGマーク**についても、**こども向け製品の安全性確保において重要な役割**を果たしてきており、SGマーク制度も**同様に活用していくことが望まれる**。

注：SGマーク対象製品には、ぶらんこ、すべり台、幼児用三輪車等、一般的には玩具に含まれる製品も含まれている。

(参考) SGマークについて

- (一財) 製品安全協会が運営する自主マーク。50年の歴史がある。
- ①安全基準 (SG基準)、②SG基準の認証及びマーク表示、③事故の場合の賠償措置、が一体となった制度。
- 対象製品は全部で147品目。乳幼児用製品、福祉用具、家具・家庭用品、台所用品、スポーツ・レジャー用品、家庭用フィットネス用品、自転車・自動車用品などが対象。
- こども用製品も乳幼児ベッドやベビーカーなどが対象となっている。
- 製品安全協会HPによると、SG基準は、製造事業者、学識経験者、消費者代表、検査機関、行政機関らの専門家が関与し、客観性と実効性の高い基準を作っているとのこと。

(SGマーク対象のこども製品の例)



(SGマーク)

(出典：いずれも製品安全協会HPより)

玩具についての規制の現状

- **玩具の安全性**については、**誤飲対策等の物理的安全性**と、**乳幼児が口にすることによる化学的安全性**が存在。
- **化学的安全性**については、**6歳未満向けのおもちゃ**を対象に、**食品衛生法で規制**されている。
- **物理的安全性**については、マグネットセットと水で膨らむボールが**消費生活用製品安全法で規制**されているが、それ以外の玩具への物理的安全性の規制はない。

<玩具規制の現状>

	ISO基準	0～6歳未満向け玩具		6～14歳未満向け玩具	
		規制	STマーク	規制	STマーク
機械的・物理的特性	ISO8124-1	-	対象	-	対象
可燃性	ISO8124-2	-	対象	-	対象
化学的特性(元素の移行)	ISO8124-3(重金属8種類)	食品衛生法 (重金属3種類+フタル酸 エステル)	対象 (重金属8種類+フタル酸 エステル)	- (注3)	対象 (重金属8種類)

注1：食品衛生法で規制されている玩具は、厚生労働大臣が指定するおもちゃ（乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ等）に限られる。

注2：食品衛生法で基準適合が求められる重金属は3元素（鉛、ヒ素、カドミウム）だが、ISO8124やSTマークでは8元素（アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水銀、セレン）

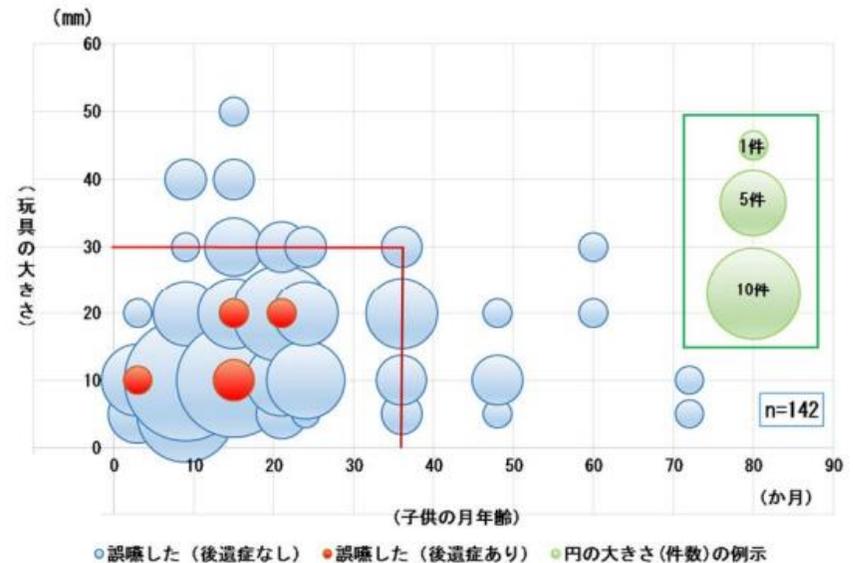
注3：有毒物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）において、家庭用品に含有される物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないとの一般原則が存在する。

玩具による乳幼児の気道閉塞事故（平成29年事故調報告）

- 消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」（平成29年11月20日）によると、（公財）日本小児科学会の公表によれば、**平成20年3月から平成29年9月までの約10年間で7件の気道閉塞事故（うち死亡事故3件）**が報告されているとのこと。
- 同報告書の**アンケート調査（約2,000人対象）**において**約300名の保護者が玩具によるこどもの誤嚥事故の経験がある**と回答している。玩具誤嚥事故の3歳未満が約8割で、約30mm以下の玩具及び部品を3歳未満のこどもが誤嚥している傾向が示されている。
- 同報告書では、経済産業省に対して「経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、**安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべき**である。（ア）3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、**「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施するなど様々な試験方法を併用**し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。」等の意見が出されている。

表4 「後遺症がある」又は「死亡した」との回答事例⁴⁶

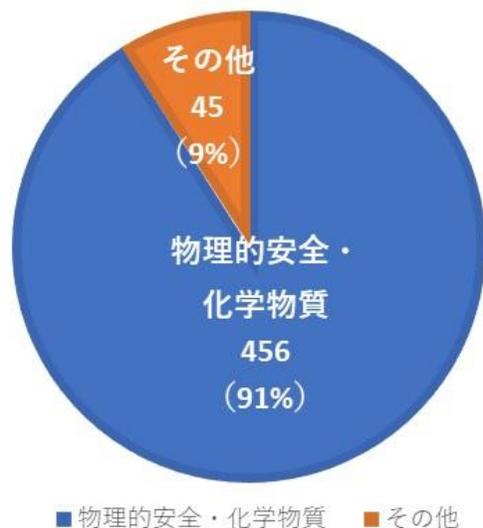
事故事例	月年齢	玩具の種類	玩具の形状	玩具の大きさ	誤嚥したときの子供の様子
死亡	覚えていない	食べ物の形をした玩具	平べったい	6～10mm	一人で遊んでいた。 顔色に変化。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	6～10mm	年上の兄姉と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうであった。泣き出した。
後遺症あり	6か月～1歳未満	ブロック・積み木	平べったい	21～30mm	保護者等の大人と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ビー玉・おはじき	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄姉と遊んでいた。 泣き出した。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	ままごと玩具	円柱・直方体	11～20mm	年上の兄姉と遊んでいた。 顔色に変化。気分が悪そうだった。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	1歳～1歳6か月未満	おもちゃの彈丸	球形・立方体	6～10mm	年上の兄姉と遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。
後遺症あり	2歳	玩具から外れた電池	平べったい	21～30mm	同じ年頃の兄弟姉妹や友達と遊んでいた。 むせるなど呼吸がしづらい様子だった。 気分が悪そうだった。
後遺症あり	2歳	小さなボール	球形・立方体	11～20mm	一人で遊んでいた。 むせるなど、呼吸がしづらい様子だった。 出血した。



EUで販売停止になった玩具（2022年）

- 欧州Safety Gateの2022年データを検索すると、**販売停止等された玩具（501件）**のうち、**物理的安全性と化学物質の基準違反**のものが91%と**大多数**を占める。
- そのうち、小部品を含むことによる窒息（choking）が219件と最も多く、全体の約半数。残りは化学物質に関する基準違反等が原因。
- EUで物理的安全性が原因で販売禁止となった玩具の多くが、**誤飲・窒息のEN71-1（物理的安全性の基準）への基準違反**と言える。

SAFETY GATE で販売停止された玩具のリスク
(2022年)



Safety Gateで販売禁止された玩具のリスク詳細
(2022年)

	件数	割合	
物理的安全性	窒息(choking) 小部品	219	44%
	窒息(suffocation) 薄いフィルム	27	5%
	首しまり(strangulation) ひも	13	3%
化学物質	化学(chemical)	210	42%
	環境(environment)	40	8%

※一つの製品にリスクが複数ある場合があるため、上記件数の合計は456件にならない。

※環境（environment）とは、身体への直接的影響ではなく環境中への影響を考慮したもの

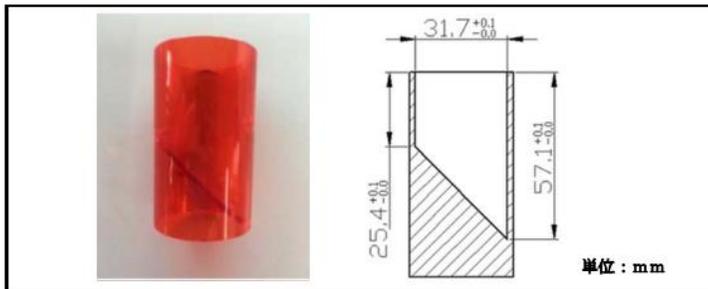
注：欧州Safety Gateのサイトを2023年6月時点で検索して得られた情報を基に経済産業省製品安全課にて作成

玩具の国際規格（ISO8124-1）の概要

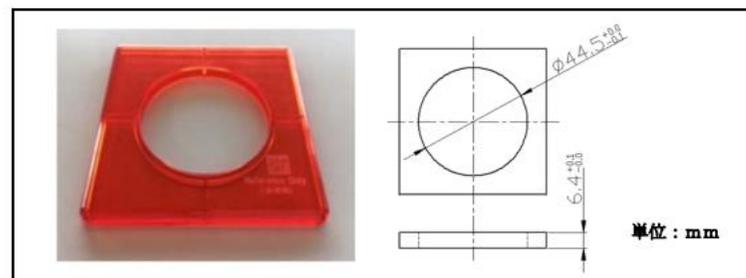
- ISO8124-1では、小部品やコードといった様々なリスクに対して、リスクを判定するための実験方法やリスクを踏まえた措置について詳細に規定されている。
- 特に、3歳未満の乳幼児については、誤飲・窒息等の危険が高いため、**36ヶ月未満向け玩具**については、**小部品や小球が存在しないよう、厳しい要求をしている。**
- なお、36ヶ月以上向け玩具については、小部品や小球が存在する場合警告表示が必要。

(ISO8124-1における36ヶ月未満向け玩具への主な要求事項)

- **小部品**については、**小部品シリンダーを通過する部品（誤飲のリスク有り）を禁止**している。これは、「合理的に予測可能な濫用試験」（落下試験、転倒試験、トルク試験、引張試験等）を行って、小部品が取れる場合も同様に禁止される。
※小部品シリンダーとは直径31.7mmの円筒。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- **小球試験を通過する小球（窒息のリスク有り）を禁止**している。これも、「合理的に予測可能な濫用試験」を行って小球が放出される場合も禁止される。
※小球とは、小球試験（直径44.5mmの円）を通過する球。
※36ヶ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- 半球形の玩具については、穴が空いていること等を要求。
- コードについても、長さの制限を設けている。
- 「固定された輪」及び「引き結び」を形成しているコードは、①試験をしてヘッドローブが通過しない、又は、②着脱具分離試験をして、輪又は引き結びが原形を保たず分離できること、が求められる。



小部品シリンダー



小球試験

(出典：いずれも消費者安全調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(平成29年11月20日))

(参考) 化学的安全性の規制について

- **食品衛生法**の玩具の化学物質の規制は、**乳幼児が口にすることによる健康影響**を懸念して行われている。
※手にしたものを口に入れたり、舐めたりする行動を一般に示す乳幼児を対象としており、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃのほか、手に持って遊ぶことで乳幼児が自ずと口に接触することが考えられるおもちゃを対象としている。
- また、**家庭用品規制法**において、広く家庭用品全般について、製造又は輸入事業者に対し、**含有される物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならないとの責務規定**がある。

※家庭用品規制法では、厚生労働省令で定める家庭用品（繊維製品等）については、有害物質（ホルムアルデヒド、アゾ染料、有機水銀化合物等）の含有量等に関する基準があり、その基準に適合しない家庭用品は販売できないこととなっている。

<食品衛生法>

第六十八条 第六条、第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで（第十八条第三項を除く。）、第二十五条から第六十一条まで（第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条を除く。）並びに第六十三条から第六十五条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。

<食品衛生法施行規則>

第七十八条 法第六十八条第一項に規定するおもちゃは、次のとおりとする。

- 一 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ
- 二 アクセサリーがん具（乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。）、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具（口に接触する可能性があるものに限り、この号に掲げるものを除く。）、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具
- 三 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

<有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律>（家庭用品規制法）

（定義）

第二条 この法律において「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、**水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質**をいう。

（事業者の責務）

第三条 家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を**はあくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならない。**

玩具の安全確保に向けた今後の進め方

- 乳幼児向け玩具の誤飲対策が急務であることや、諸外国では玩具の物理的安全性の規制が行われていることを踏まえると、玩具の物理的安全性の規制を検討する必要がある。
- また、玩具の安全性を検討する際には、物理的安全性に加え、化学的安全性についても検討することが必要。
- 今後の進め方としては、玩具の物理的安全性及び化学的安全性の双方を確保するための方法として、段階的な対応も視野に入れると、以下が考えられる。

<今後の進め方>

消費生活用製品安全法で6歳未満向け玩具に物理的安全性の規制を行い、6歳以上14歳未満向け玩具についてはまずはガイドラインによる対応（STマークやSGマークの推奨を含む）とする。

（6歳以上14歳未満向け玩具の化学的安全性についてもガイドラインでの対応（STマークやSGマークの推奨を含む）を検討する。）

	ISO基準	0～6歳未満向け玩具		6～14歳未満向け玩具	
		規制	STマーク	規制	STマーク
機械的・物理的特性	ISO8124-1	消費生活用製品安全法	対象	ガイドライン	対象
可燃性	ISO8124-2	消費生活用製品安全法	対象	ガイドライン	対象
化学的特性(元素の移行)	ISO8124-3	食品衛生法	対象	ガイドライン	対象

注：ISO基準以外にも、例えば機械的・物理的特性については、欧州のEN71-1や米国のASTM F963-17などの基準が存在する。

制度検討の際の留意点（こども用製品関係）

- 検討会では、以下のようなご意見をいただいた。今後の検討の際に留意していくことが必要。

（留意点としていただいたご意見）

- 消費者庁、経済産業省、消費者団体等を通じて積極的な広報・周知を行い、強制規格より安全性の高いSTマーク制度やSGマーク制度を選ぶよう促すことが大事。
- 民間認証マークを運営する民間団体自身も、外国語での発信を含め積極的に広報を行うべき。
- 玩具について、規制の対象範囲を明確にすることは重要であり、EUの定義が最もよいのではないか。
- 玩具と雑貨のカテゴリーが混在することにより、消費者が危険な雑貨を購入できるようになっていることも問題。
- 国が、国内代表者・代理人の名称・実在を確認し、ホワイトリスト化することで、インターネットモール事業者にも取締りに協力いただく。
- 規制実施には十分な時間が必要。分かりやすい周知や多言語の周知も必要。
- 具体的に規制対象品目が決まる際には、どのような製品が規制対象になるのか、事業者が分かるよう、なるべく分かりやすく示して欲しい。
- どうルールを執行するのも重要な視点。サンプルデータの確認だけで適合と言えない場合がある。
- ガイドラインを守っていることで企業がメリットを得られるようにすることも重要。
- 事故情報や新製品の情報を踏まえて、不断の対応をしていくことが重要。
- 日本の取り組みをアジアにも広げていき、日本企業の海外展開を支援する視点も重要。

(参考) OECDの製品安全に関する理事会勧告 (2020年7月)

- 2020年7月17日、OECD理事会は「消費者製品安全に関する勧告」を採択。
- その中で、製品安全に関する政策枠組みを策定し実施する際には、子どもなど脆弱で不利な立場にある消費者に特別な注意を払うこととされている。
- OECDは、消費者政策委員会において、本勧告の履行状況を監視し、理事会に報告することを求めている。

「OECD 消費者製品安全に関する理事会勧告」より抜粋 (出典：消費者庁訳)

消費者製品安全の枠組みは国・地域により異なり、従って国内において、また国境を越え、特に電子商取引などで、消費者を安全ではない製品から保護するには、これまで以上の国際協力が極めて重要であることを認識し、

本勧告を遵守する加盟国及び非加盟国 (以下「遵守国」という) は様々な法律、政策及び制度の枠組みを有し、それが本勧告の履行及び勧告に影響を与えることを認識し、

II. 遵守国は、消費者製品安全に関わる効果的な政策枠組みを国内及び国際レベルで推進し実施するため、透明かつ包摂的な方法で、事業者、消費者団体及びその他の市民社会団体 (以下「その他の利害関係者」という。) と共に取り組むことを推奨する。

その趣旨により、遵守国は、その枠組みにおいて、以下を行うべきである。

5. 消費者製品安全に関する政策枠組みを策定し実施する際に、行動洞察を考慮し、子供や高齢者、障害者など、ぜい弱で不利な立場にある消費者に特別な注意を払う。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2023 (骨太方針2023)

(2023年6月16日閣議決定)

3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止、インテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等を推進する。

高齢運転者等の事故防止や自動車事故による被害者の支援、海上保安庁の救助・救急体制の強化、関係省庁や関係事業者と連携した特殊詐欺等への対策に向けた取組を推進する。

「第二次再犯防止推進計画」に基づく施策の推進、国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化、司法分野・司法試験のデジタル化の推進、インターネット上の人権侵害への対策の強化、安全・安心な社会を支える人的基盤の整備に向けた法曹人材の確保及び法教育の推進を図るとともに、基本計画及び「犯罪被害者等施策の一層の推進について」に基づき、犯罪被害者等施策を強化する。また、性犯罪・性暴力対策に取り組む。さらに、G7・ASEAN等と連携しつつ、司法外交を外交一元化の下で推進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等に取り組む。

こども用製品等の事故防止²⁰⁴、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生基準行政の機能強化、悪質商法被害防止のための消費者教育、食品表示基準の国際基準への整合化を推進するとともに、食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定する。

(略)

204 海外からの直接販売に伴う製品事故の防止策を含む